

環境総合研究センター研究年報 投稿規定

1. 刊行の目的

「環境総合研究センター研究年報（以下「研究年報」という）は、様々な分野の環境に関する研究成果を掲載・発表することにより、環境に関する研究と学問の発展に寄与するとともに、持続可能な社会の創造に資することを目的とする。

2. 研究年報の構成

- ①特集論文（当面は、編集委員会からの依頼論文により構成）
- ②論文
- ③研究ノート
- ④資料調査報告、その他センターが必要と認めた報告資料

「資料調査報告」は、プロジェクト研究等の成果のうち資料として別に報告する必要があるもの。

「その他」は、シンポジウム・講演会・研究会等の講演録などを想定している。

3. 募集原稿

募集するのは、「②論文、③研究ノート、④資料調査報告、その他センターが必要と認めた報告資料」を募集する。

4. 投稿資格

- ①センター専任教員、センター研究員、センター客員教員並びに本学教員
- ②プロジェクト研究員
- ③その他編集委員会が適当と認めた者

但し、プロジェクト研究員の投稿原稿については、編集委員会にて審査を行い掲載の可否を決定するが、必要に応じて執筆者にリライトを求めることがある。

5. 著作権

- ①研究年報に掲載された論文等の著作権は、センターに帰属する。したがって、他で当該論文等を使用する場合は、センターの許諾が必要となる。
- ②研究年報に掲載された論文等を電子化し、公開する。
- ③写真、図版を他の文献から引用、転載する場合は、著者自身が事前に著作権者から許可を得ること。センターは責任を負わない。

6. 抜き刷り

抜き刷りは、30部についてはセンター負担で印刷するが、それ以上必要な場合は30部を超えた分については、実費負担とする。

7. 原稿の提出

投稿の場合は、原稿一式2部に所定の原稿送付状を添え、封筒に「年報原稿」と明記して編集委員会宛に提出する。

提出先：〒522-8522 彦根市馬場1丁目1番1号

滋賀大学学術国際課「環境総合研究センター研究年報」編集委員会（宛）

8. 校正

- ・著者校正は初稿のみとする。再校以降は編集委員会の責任において行う。
- ・校正は誤植等の修正のみにとどめることとし、頁の増減を伴うような大幅な変更は認めない。